



ごみスリムリっとう 50 vol.

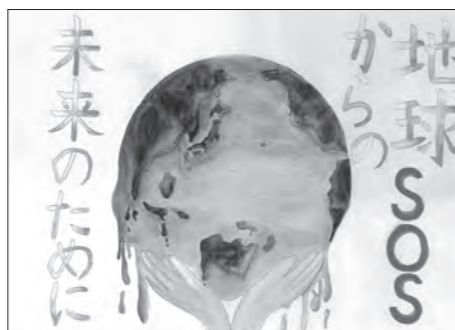
事業報告

環境を考えるポスター 受賞作品

今年度の環境を考えるポスターには、161名の応募がありました。受賞作品は、11月19日(金)から11月26日(金)まで栗東市立図書館に展示させていただきました。みなさまの思いのこもった作品をありがとうございました。



大玉小学校5年 若見葵依さん
「いきものを大切に」



大宝西小学校6年 山口優奈さん
「地球温暖化」



治田東小学校4年 藪内架夢さん
「忘れ物...してない?」



治田西小学校6年 山田紗梨奈さん
「今地球のためにできること」



大宝東小学校2年 木村陽茉莉さん
「海がまっくろ」

安全・安心のごみ収集のため、市民のみなさまのご協力を

12月1日(水) 糺地先にて破碎ごみ・粗大ごみの回収中に、ごみ収集車の火災事故が発生しました。

回収をおこなった破碎ごみ・粗大ごみの中に含まれていたスプレー缶やライター等の危険物が火災発生の原因であると考えられます。

このような火災事故が発生すると、ごみ収集車に被害があるだけでなく、場合によっては作業員や周囲の方の人命にかかわる大きな事故に繋がります。

スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター、ライター、充電式電池など、引火、爆発の危険性があるごみの排出については、ごみカレンダーやごみの分別ガイドブックなどをご活用いただき、分別ルールを守って出して下さい。

みなさまの一人一人の意識で、火災事故を防止することができますので、ご協力をお願いします。



パッカー車内で発火した廃棄物



消火の様子

事業報告

フードドライブ実施

栗東市では、10月の「食品ロス削減月間」に合わせて10月25日(月)にアル・プラザ栗東、10月26日(火)に栗東市役所でフードドライブを開催しました。

2日間で、合計78個、8.5キログラムの食品を提供いただきました。

提供いただいた食品

栗東市社会福祉協議会を通して、市内で食料支援を必要とされる方や子ども食堂、学童保育所等に寄付されました。

たくさんのご協力をありがとうございました。

※フードドライブとは、各家庭で余っている食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉施設・団体、フードバンクなどに寄贈する活動を言います。



アル・プラザ栗東1階にて実施

編集・発行 栗東市ごみ減量リサイクル推進会議

栗東市ごみ減量リサイクル推進会議事務局(栗東市役所 環境政策課 生活環境係)

TEL 077-551-0341 FAX 077-554-1123 Eメール kankyoseisaku@city.ritto.lg.jp

2022年4月施行予定

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

●プラスチック資源循環促進法とは？

プラスチック製品全般を対象に、プラスチックごみの削減やリサイクルを強化しようと制定されました。

国を挙げて、プラスチックを使った製品の設計から廃棄物処理まで、ライフサイクルにおける3R（リデュース、リユース、リサイクル）+Renewable（再生可能）を促進しようとする法律です。

（レジ袋有料化は容器包装リサイクル法の関係省令の改正により実施されました。）

●法案が成立した背景と目的ってなあに？

プラスチックはその使いやすさから、製品や容器包装で幅広く使われており、現代社会にとって必要不可欠な素材となっています。しかし、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化問題、諸外国の廃棄物の輸入規制強化などの問題があり、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

そのため、さまざまな製品に使われているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があったため成立されました。

●いつから施行されるの？

2022年4月施行予定となります。

「3R+Renewable」は、貴重な資源を循環させて持続可能な社会を目指すことです。

3R	Reduce (リデュース)	ごみの発生を減らす
	Reuse (リユース)	使い捨てにせず、繰り返して使う
	Recycle (リサイクル)	貴重な資源として再利用する
Renewable (リニューアブル)		再生可能な資源に置き換える



●削減が求められる対象製品はなあに？

コンビニなどで提供されるスプーンやストロー、ホテルや旅館で用意される歯ブラシやかみそり、それにクリーニング店で使われるハンガーなど12品目「特定プラスチック使用製品」となります。

そして対象事業者は、使い捨てプラスチックごみを削減するために提供方法の見直し求められます。具体的な方法として、プラスチック製品の有料化、辞退者へのポイント付与、消費者の意思確認、プラ使用量が少ない製品の提供、木製やリサイクル素材などの代替製品の切り替えなど、いずれかの工夫が求められます。（年間5トン以上提供する事業者は、このような対策が義務づけられます。）

特定プラスチック使用製品（12品目）は以下の通りです。

対象事業者	対象製品
スーパー、コンビニ百貨店、飲食店 など	フォーク、ナイフ、スプーン、マドラー、ストロー
ホテル、旅館など	歯ブラシ、ヘアブラシ、クシ、カミソリ、シャワーキャップ
クリーニング店など	ハンガー、衣類カバー

●みなさまへのお願い

プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために、プラスチック使用製品を長く使用するように心掛けて下さい。

また、製造・販売事業者等による自主回収や市町村のごみの分別回収にもご協力をお願いします。

栗東市では、容器包装プラスチックを始め、今回対象となった特定プラスチック製品だけでなく、食品トレイや発泡スチロールなどのプラスチックも含めた分別収集を行っておりますので、法改正に伴うごみの分別ルールに変更はございません。

栗東市のリサイクルに引き続きご協力をお願いします。